



国 総 観 旅 第 9 6 号
平成 14 年 4 月 23 日

社団法人全国旅行業協会会長 二階 俊博 殿

国土交通省総合政策局

観光部旅行振興課長

田端 浩



外務省海外危険情報の見直しに係る取扱いについて

平成 14 年 4 月 26 日より外務省において従来の海外危険情報の発出方法等が大幅に見直され、旅行者が自己責任で渡航計画や安全策を検討する際の参考情報としての性格が明確化されることとなった。

については、当該見直しを受け、旅行業者が、渡航情報中の危険情報の内容等を十分踏まえた上で、旅行業者自らの判断により、必要に応じ危険回避の措置を取るなど旅行者の安全確保について適切な対応を講ずるよう、下記事項につき、各営業所の窓口まで徹底するよう傘下会員に周知徹底されたい。

なお、「外務省海外危険情報の取扱いについて」(平成 9 年 11 月 28 日付運観旅第 760 号) は平成 14 年 4 月 25 日をもって廃止する。

記

1. 渡航情報中の危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行に関しては、主催旅行の催行の可否、計画内容の決定に際して、それぞれの危険情報の内容及び現地の状況等を十分踏まえた対応を行うこと。

2. 旅行者に対しても、渡航情報中の危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行に関しては、旅行契約前に、旅行者に対して危険情報の発出地域である旨を記載した書面を交付し、それぞれの危険情報の趣旨、内容を十分説明すること。

また、旅行契約後出発時までの間に危険情報が発出された場合には、速やかに前記の方法により旅行者に状況を説明すること。